岐阜県認可外保育施設安全対策強化事業委託業務

プロポーザル募集要項

【留意事項】
令和２年第１回岐阜県議会定例会において本事業に係る令和２年度当初予算が可決成立しない場合は、今回の企画提案による委託業務は実施しませんので、予め御承知願います。なお、このことに伴い、プロポーザル参加者又は契約候補者において損害が生じた場合にあっても、県ではその損害について一切負担しません。

令和２年２月

岐阜県健康福祉部子ども・女性局子育て支援課

岐阜県認可外保育施設安全対策強化事業委託業務

プロポーザル募集要項

第１　事業の目的

令和元年１０月からの幼児教育・保育の無償化において、法律に基づく届出がなされ、国の定める基準を満たしている認可外保育施設が無償化の対象とされているが、制度開始後５年間は届出のみで足りる経過措置が設けられているため、基準に適合していない施設も無償化の対象とされている。（市町村条例により対象施設の範囲を限定することは可能）そのため、基準に適合していない保育施設に入所している乳幼児の安全・安心を確保ため、保育内容や保育所運営に係る専門的知見を有した巡回支援指導員が指導・助言を行うことを目的とした委託事業を実施します。

第２　募集の内容

１　委託業務名

岐阜県認可外保育施設安全対策強化事業委託業務

２　委託業務内容

別紙「委託業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

３　委託期間

契約締結の日から令和３年３月３１日（水）まで

４　委託費の上限

１１，８１１，５１８円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

第３　プロポーザルに係る事項

１　参加者要件

プロポーザルに参加できる者は、本業務を効果的かつ効率的に実施することができる①から⑨までのすべての要件を満たしていることとします。

① 日本国内に本社、本店、支店または活動拠点を置いている法人等であること。

② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

③ 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。

ア　破産者で復権を得ない者

イ　禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

④ 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。

ア　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者で、同法第１７４条第１項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）

イ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第２条の規定によりなお従事前の例によることとされる更生事件に係るも

のを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者で、同法第１９９条第１項若しくは第２項又は第２００条第１項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）

ウ　破産法（平成１６年法律第７５号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第３条第１項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）

⑤　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

⑥　岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと。

⑦　岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日からプロポーザル評価会議の日までの間に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

⑧　宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと。

⑨　県税等の租税公課について未納の徴収金（徴収猶予に係るものを除く。）がないこと。

２　企画提案書の作成

事業の企画を、企画提案書（様式１）に沿って作成してください。企画提案書で使用する言語は日本語、通貨は円とします。

３　プロポーザルの手続き等

（１）スケジュール

項　　目	日　　程
①　募集要項等の公表・配布	令和２年２月 19 日（水）～３月 11 日（水）
②　募集要項等に対する質問受付	令和２年２月 19 日（水）～３月 11 日（水）
③　プロポーザル参加申込受付	令和２年２月 19 日（水）～３月 11 日（水）
④　企画提案書の受付	令和２年２月 19 日（水）～３月 18 日（水）
⑤　プロポーザル評価会議	令和２年３月 25 日（水）
⑥　評価会議結果の通知・公表	令和２年３月下旬（予定）

※配布及び受付日は、県の機関の休日を除きます。

（２）募集要領等の配布期間

令和２年２月１９日（水）～３月１１日（水）

休日を除く平日の午前８時３０分～午後５時１５分

（３）募集要項等の配布場所

岐阜県健康福祉部子ども・女性局　子育て支援課保育支援係（岐阜市薮田南 2-1-1 県庁１０階）

※募集要領等は、岐阜県庁ホームページ「トップ／県政の運営／入札・公金支出情報／入札情報／公募型プロポーザル」

（http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/nyusatsu/proposal/）からもダウンロードによ

り入手が可能です。なお、郵便等での配布は行いません。

（４）説明会の開催、募集要項等に関する質問書の受付及び回答の公表

①説明会の開催

説明会は開催しません。

②質問書受付期間

令和２年２月１９日（水）～３月１１日（水）午後５時１５分まで

③質問書提出方法

プロポーザルに参加するにあたり質問事項がある場合は、質問書（別紙１）を子育て支援課あてにファックス又は電子メールにファイル（ファイル形式は、Microsoft Word としてください。）を添付し提出してください。

FAX　０５８－２７８－２８８０

電子メールアドレス　c11236@pref.gifu.lg.jp

※メールのタイトルを「認可外保育施設安全対策強化事業質疑」として下さい。

④回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、原則として１週間以内に、岐阜県のホームページ上にて公開します。

岐阜県庁トップページ＞県政の運営 ＞ 入札・公金支出情報 ＞ 入札情報 ＞ 公募型プロポーザル

http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/nyusatsu/proposal/

（５）プロポーザル参加申込書の受付

①受付期間

令和２年２月１９日（水）～３月１１日（水）午後５時１５分まで

②提出方法

企画提案参加希望者は、参加申込書（別紙２）を子育て支援課まで持参又は郵送にて提出してください。

持参による受付は、午前８時３０分から午後５時１５分まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）とします。なお、提出は紙によるものとし、電子メールや電子ファイルの提出は受け付けません。

郵送の場合も、３月１１日（水）午後５時１５分必着となります。

また、郵送の場合は、必ず「特定記録」としていただき、届いているかどうかの確認を電話により行ってください。

（６）企画提案書等、書類の提出方法

①提出書類

ア　企画提案書（様式１）

イ　法人概要書（様式３）

ウ　誓約書（様式４）

エ　提案金額の見積書（様式任意）

あて先は「岐阜県知事」とし、代表者の印鑑を押印してください。また、積算を明示してください。

なお、金額は消費税及び地方消費税相当額を含めた金額を記入して下さい。

オ　社会的課題への取組み（様式５）

カ　次の(ｱ)又は(ｲ)の書類（ただし、岐阜県入札参加資格のない場合に限る。）
※納税義務が免除されている場合にも提出すること。
(ｱ) 岐阜県内に事業所等を有する場合
「岐阜県納税証明書（全税目に未納の徴収金のない旨の証明書）」及び「消費税等納税証明書（その３（未納税額のない旨証明書）ただし、個人の場合は（その３の２）、法人の場合は（その３の３ ）でも可）」
(ｲ) 岐阜県内に事業所等を有しない場合
「消費税等納税証明書（その３（未納税額のない旨の証明書）ただし、個人の場合は（その３の２）、法人の場合は（その３の３）でも可）」

②提出部数
８部（原本１部、副本７部）

③提出方法
３月１８日（水）午後５時１５分までに子育て支援課まで持参又は郵送により提出してください。
持参による受付は、午前８時３０分から午後５時１５分まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）とします。なお、提出は紙によるものとし、電子メールや電子ファイルの提出は受け付けません。
郵送の場合も、３月１８日（水）午後５時１５分必着となります。また、郵送の場合は、必ず「特定記録」としていただき、届いているかどうかの確認を電話により行ってください。

（７）プロポーザル参加に際しての注意事項

①失格又は無効
以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。
ア　提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
イ　提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
ウ　評価の公平性に影響を与える行為があった場合
エ　募集要項に違反すると認められる場合
オ　プロポーザル評価会議構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
カ　他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
キ　事業者評価終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
ク　その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

②著作権・特許権等
提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象にかかる責任は、すべて提案者が負うものとします。

③複数提案の禁止
プロポーザル参加者は、複数の提案書の提出はできません。

④提出書類の変更の禁止
提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。

⑤返却等
提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。

⑦その他

ア　プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、期限までに企画提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとします。

イ　参加者は、企画提案書の提出をもって、募集要項及び別添「委託業務仕様書」の記載内容に同意したものとします。

ウ　提出された企画提案書等は、著作権や肖像権、個人情報に関わる止むを得ない箇所を除き、岐阜県情報公開条例（平成 12 年岐阜県条例第 56 号）に基づく情報公開請求の対象となります。

エ　企画提案書の提出後に辞退をする場合は、評価会議開催日前営業日の正午までに、辞退届（様式自由）を子育て支援課に持参又は郵送により申し出てください。

（８）見積書の作成

①提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。

②積算内訳書に記載する金額は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額としてください。契約金額は、見積書記載金額に、当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。）とします。

③宛先は「岐阜県知事」とし、代表者の印鑑を押印してください。また、積算を明示してください。

第４　評価に係る事項

１　評価方法

評価は、別に定める構成員により構成される「岐阜県認可外保育施設安全対策強化事業委託業務プロポーザル評価会議」において行います。

なお、委託者の審査に当たっては、評価項目（別表）に基づき、提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容の評価を行い、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点し、審議のうえ最優秀提案者を選定します。

２　プロポーザル評価会議

（１）開催日時（予定）

令和２年３月２５日（水）　※改めて、参加者へ通知します。

（２）開催場所（予定）

ＯＫＢふれあい会館第２棟９階　岐阜県女性の活躍支援センター　セミナー室（岐阜市薮田南５－１４－５３）※改めて、参加者へ通知します。

（３）プロポーザルの所要時間

プレゼンテーション	２０分以内
その後、構成員からの質疑	１５分程度

（４）注意事項

①各提案者のプレゼンテーション開始時間等の詳細は、企画提案書提出後、別途連絡します。

②各提案者は、他の提案者のプレゼンテーションを傍聴することはできません。

③指定の時間に遅れた場合は、評価対象としません。
④プレゼンテーションは企画提案書のみを使用して行うものとし、当日に新規資料を配布すること及びスライド機材等を使用することはできません。

３　評価項目及び評価内容

別表評価基準のとおりです。

４　契約交渉の相手方の選定

（１）選定方法

発注者が別に定める「岐阜県認可外保育施設安全対策強化事業委託業務プロポーザル提案評価要領」に基づき、評価会議において次のとおり選定します。

ア　評価会議構成員において別表の評価基準に基づき評価し、提案者ごとの合計点を比較して順位を付けます。

イ　順位点として、１位には提案者数と同一の点数（例えば、提案者数が５者であれば５点。）、２位以下には順に１点ずつ減じた点数を順位点として付与します。ただし、同順位の提案者が複数あるときは、当該順位点及びその下位にあって空位となる各順位の順位点の合計を、同順位の提案者数で除して得られる点数とします。

ウ　提案者ごとの順位点の合計を比較し、高い点の者から順位を付けます。
ただし、順位点の合計が同点の場合は見積額が少ない者を高い順位とします。
なお、同点かつ見積額が同額の場合は、同者らによるくじ引きにより決定します。

エ　最も順位が高い者を最優秀提案者として決定します。

オ　アの評価会議構成員の評価点の合計が評価点上限の合計点の６０％を基準点として、基準点を満たさない提案者は選定の対象としません。

（２）提案者が１者の場合の取り扱い

提案者が１者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点を満たすときは当該提案者を最優秀提案者とします。

（３）その他

基準点を満たす者がいない場合、提案者がいない場合については、再度公募を行います。

５　評価結果の通知及び公表

評価結果は選定後、速やかに参加者に通知するとともに、以下の項目を県のホームページ上で公表します。なお、電話等による問い合わせには応じません。

①最優秀提案者（契約交渉の相手方）の名称及び評価点
②全提案者の名称（申込順）
③全提案者の評価点（得点順）（提案金額を含む。提案者の名称は秘匿）
④最優秀提案者の選定理由
⑤評価会議委員の氏名

⑥最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由
なお、提案者が２者の場合、③は公表しません。

第５　契約の締結

１　最優秀提案者が、岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格者停止措置を評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該提案者と契約を締結しません。

また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除します。

２　選定した最優秀提案者と県とが協議し、委託業務にかかる仕様を確定させた上で契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、最優秀提案者と県との協議により必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、提案された内容及び見積額が変わる場合があります。また、委託契約額は、県の予算の範囲内において、確定した仕様書の内容に基づく最優秀提案者の見積額とします。

なお、選定した最優秀提案者と県との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、評価結果において順位点が次に高い提案者（基準点を満たした者に限る）と協議を行うこととします。

第６　業務の適正な実施に関する事項

１　業務の一括再委託の禁止

受託者が行う業務を一括して第三者に委託すること、又は請け負わせることはできません。

ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議の上、業務の一部を委託することができます。

２　個人情報保護

受託者が本業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、岐阜県個人情報保護条例（平成１０年岐阜県条例第２１号）、知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則（平成１１年岐阜県規則第８号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

３　守秘義務及び受託者の責任

受託者は、業務上知り得た情報を厳重に管理し、関係者の他に漏らし、又は本件業務の履行のため以外の目的に使用してはなりません。このことについては、契約期間が終了した後であっても同様とします。万一、受託者の責に帰す情報漏えいが発生した場合、それにより発生する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受託者が自己の責任において処理しなければなりません。

受託者の雇用人が、異動、退職等により業務を離れる場合についても、受託者はその者に対し取得情報を秘匿させなければなりません。

第７　業務の継続が困難となった場合の措置

契約期間中において、受託者による業務の継続が困難となった場合の措置は、次のとおりとします。

１　受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の取消しをすることができます。この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

２　その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ事前に書面で通知することにより、契約を解除できるものとします。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を延滞なく提供することとします。

第８　問い合わせ先及び提出先

〒500-8570　岐阜市薮田南２－１－１　（県庁１０階）
岐阜県健康福祉部子ども・女性局子育て支援課　保育支援係
ＴＥＬ：０５８－２７２－８３３６（直通）
ＦＡＸ：０５８－２７８－２８８０
E-mail：c11236@pref.gifu.lg.jp